

調査レポート

- 道内経済の動き
- 平成20年度北海道経済の見通し
- 拡大するサービスの業務

2008
10

No.147

● 目 次 ●

道内経済の動き.....	1
平成20年度北海道経済の見通し.....	4
経営のアドバイス：拡大するサービスの業務.....	10
主要経済指標.....	16

道内経済の動き

最近の道内景気は、弱めの動きとなっている。

需要面をみると、公共投資は、国および地方自治体の財政面での制約から減少している。個人消費は、食品やガソリンなど生活必需品の値上がりにより家計防衛意識が強まっていることから弱めの動きとなっている。設備投資は、大手製造業の能力増強投資を中心に堅調に推移している。住宅投資は、月毎にばらつきはあるものの、需要の弱さから減少傾向にある。

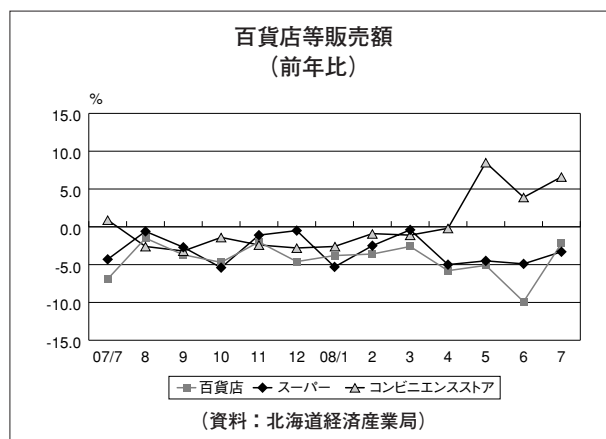
生産活動は概ね横ばいである。また、雇用情勢は有効求人倍率が低下するなどやや弱い動きとなっている。企業倒産は、件数は増加したが、小規模倒産が多く負債総額は減少した。

①個人消費～弱い動き

7月の大型小売店販売額（既存店ベース、前年比▲2.9%）は、百貨店、スーパーともに前年を下回った。

百貨店（前年比▲2.2%）は、飲食料品や身の回り品などが減少し、13ヶ月連続で前年を下回った。スーパー（同▲3.3%）は、飲食料品は増加したが衣料品や身の回り品などが大きく減少し、13ヶ月連続で前年を下回った。

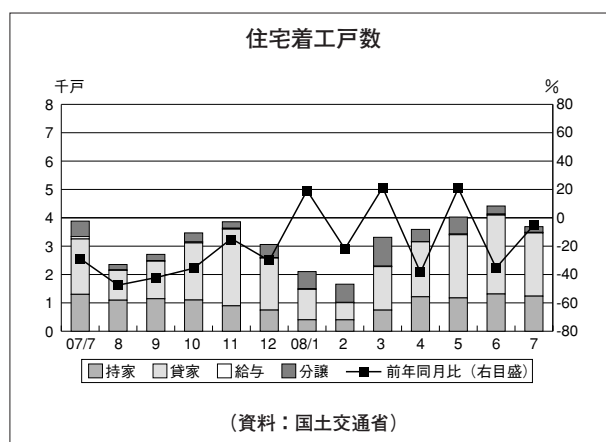
コンビニエンスストア（同+6.6%）は、3ヶ月連続で前年を上回った。



②住宅投資～低調に推移

7月の新設住宅着工戸数は、3,688戸（前年比▲5.0%）と2ヶ月連続で前年を下回った。利用関係別では、貸家（同+14.1%）は前年を上回ったが、持家（同▲4.9%）、分譲（同▲63.2%）が前年を下回った。

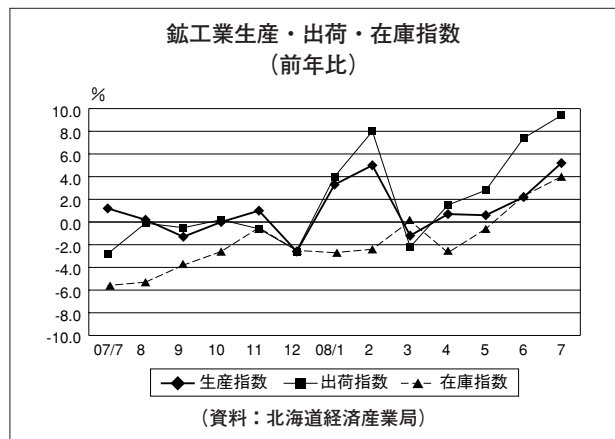
4～7月の着工戸数累計では、15,722戸（前年同期比▲20.9%）となり、前年を大きく下回った。持ち家（同▲10.4%）、貸家（同▲14.9%）、分譲（同▲55.5%）全てが前年を下回った。



③鉱工業生産～生産は横ばい

7月の鉱工業指数は、前年に比べ生産では、電気機械工業などが低下したものの、ビールの消費が好調だった食料品工業や輸送機械工業などが上昇した。

前月比では+2.1%と3ヶ月連続で増加し、前年比では+5.2%と4ヶ月連続で増加した。

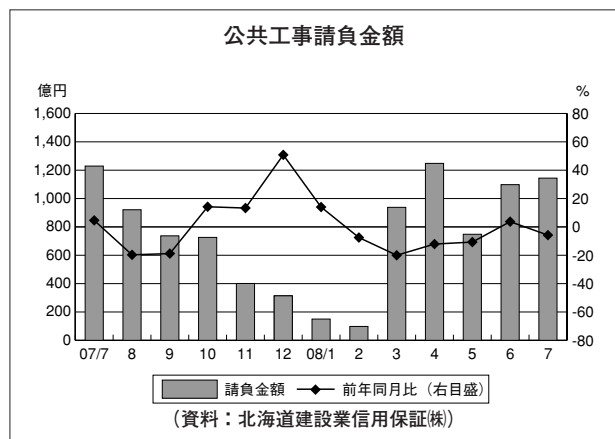


④公共投資～低調に推移

7月の公共工事請負金額は、1,152億円(前年比▲6.2%)と2ヶ月振りに前年を下回った。

発注者別では、国(前年比+5.2%)は増加したが、市町村(同▲3.7%)、道(同▲23.4%)が減少した。

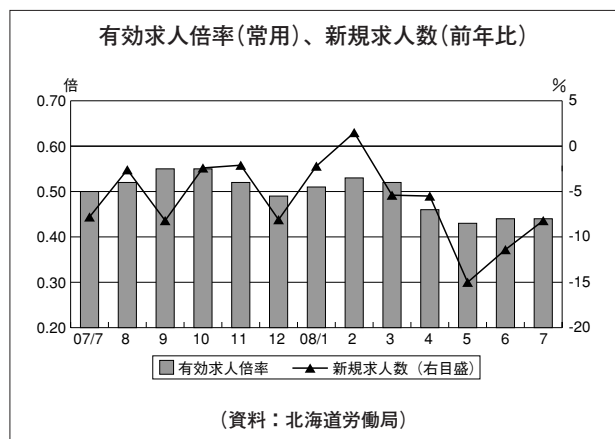
4～7月までの累計では請負金額4,246億円(前年同期比▲6.6%)と減少基調が続いている。



⑤雇用情勢～やや弱い動き

7月の有効求人倍率(パートを含む常用)は0.44倍となり、前月比では横ばい、前年比では0.06ポイントの低下となった。

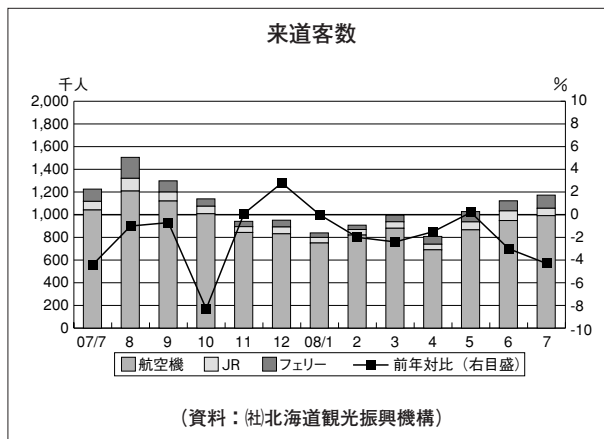
また、新規求人数は、前年比▲8.2%と5ヶ月連続で前年を下回った。業種別では医療・福祉(前年比+2.4%)などは増加したが、サービス業(同▲20.7%)や卸売・小売業(同▲8.7%)などが前年を下回った。



⑥来道客数～前年を下回る

7月の来道客数は、1,172千人（前年比▲4.3%）とサミット開催に伴う警備に関する警戒感もあり2ヶ月連続で前年を下回った。

4～7月の累計来道客数は、4,130千人（前年同期比▲2.3%）と前年を下回っている。

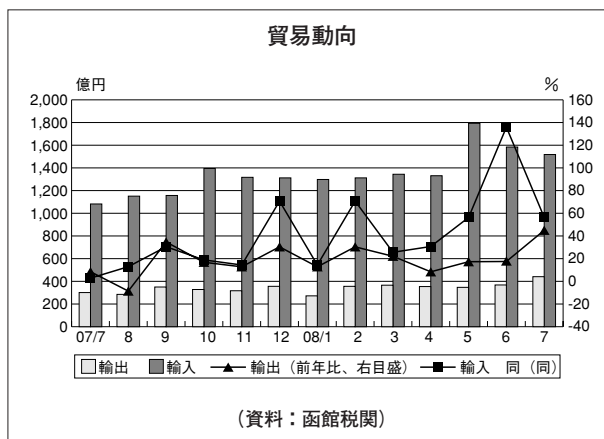


⑦貿易動向～輸出・輸入ともに増加

7月の道内貿易額は、輸出が前年比45.0%増の441億円、輸入が同56.4%増の1,518億円となった。

輸出は、鉄鋼や一般機械などが増加し、9ヶ月連続で前年を上回った。

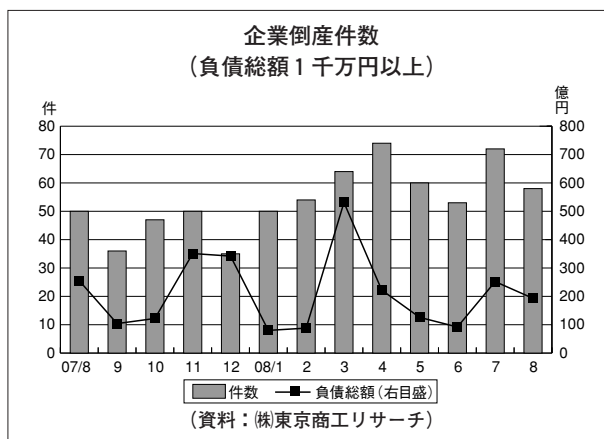
輸入は、価格高騰が続く原油・粗油や石炭などが増加し、11ヶ月連続で前年を上回った。



⑧倒産動向～件数は増加、負債総額は減少

8月の企業倒産は、件数は58件（前年比+16.0%）と前年を上回ったものの、負債総額は193億円（同▲24.3%）と前年を下回った。

業種別では、公共工事削減や原材料価格の上昇の影響を受けている建設業が21件と最も多く、続いて、サービス業・他（10件）、小売業（9件）となった。



平成20年度北海道経済の見通し

<改訂>

要 約

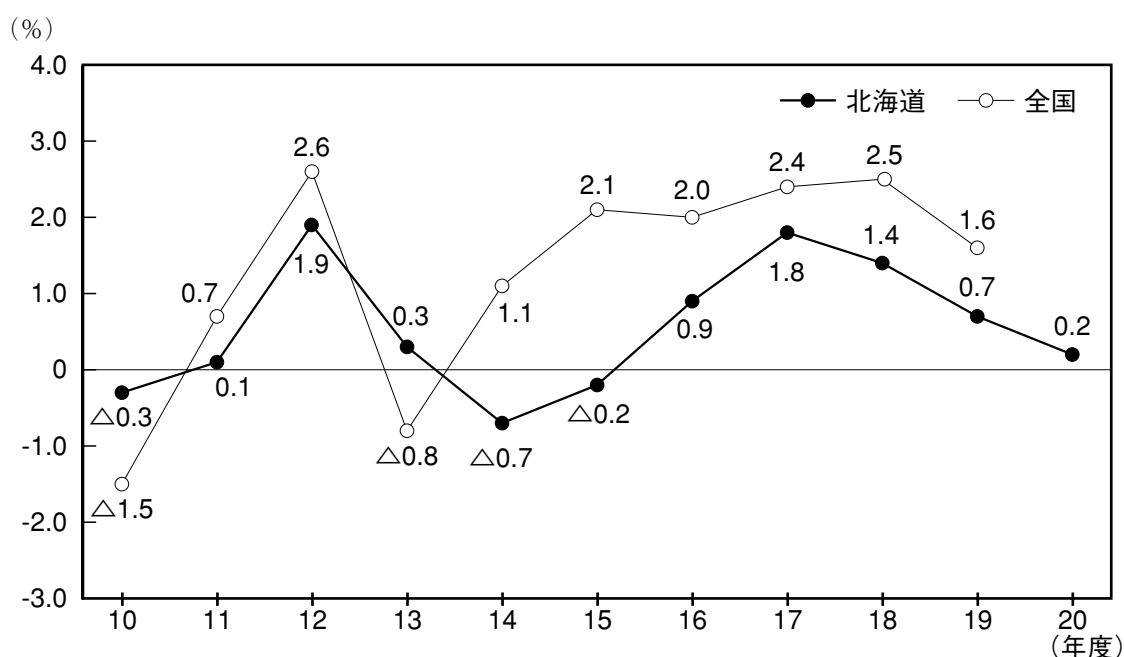
20年度の北海道経済は、原油価格の高騰を起因とする原材料価格や穀物価格の上昇が企業収益の圧迫や個人消費を抑制し、厳しさを増すものとみられる。

需要項目別にみると、設備投資は、大型投資が押し上げ増加が見込まれる。住宅投資は、19年度的大幅な落ち込みから持ち直すものとみられるが、低水準にと

どまろう。公共投資は、国と地方自治体の財政面の厳しさから減少しよう。個人消費は、生活必需品の値上がりなどから消費者の家計防衛意識が高まり、総じて弱い動きとなろう。

この結果、実質成長率は0.2%（19年度0.7%）、名目成長率は0.5%（同0.2%）となろう。

実質経済成長率



- (注) 1. 全国は内閣府調べ。
 2. 北海道は北海道企画振興部調べ。18年度以降は当行推計。
 3. 全国は平成12暦年基準、連鎖価格方式。北海道は平成12暦年基準、固定基準年方式。

1. 概況

(1) 国内経済の動向

現状の国内経済をみると、米国の景気後退による輸出の鈍化や原油価格の高騰による原材料価格の上昇などから企業収益が落ち込み、個人消費も弱めの動きに転じるなど減速感を強めている。今後も米国など世界経済の動向に左右されようが、資源価格の高止まりもあり、年度内は調整局面が続くものとみられる。

(2) 北海道経済の動向

20年度の北海道経済を展望すると、北海道洞爺湖サミットが開催されたことや食品・自動車関連での大型工場の本格操業開始など明るい材料は散見されたものの、原油価格や穀物価格の高騰が企業と家計に及ぼす影響は大きく、厳しさが強まるものとみられる。

需要面をみると、個人消費は、所得環境に厳しさが残るほか、ガソリン・灯油や食料品など生活必需品の価格上昇が家計防衛意識を高めることから、弱含みで推移しよう。住宅投資は低水準ながら持ち直し、設備投資は増加が見込まれるが、公共投資は減少傾向が続こう。生産面では、製造業やサービス業などで底堅く推移するものとみられるが、総じてみればわずかな伸びにとどまろう。

(3) 物価動向

国際商品市況は、昨春以降、原油や穀物などの価格が一段と高騰したことを背景に上昇基調を辿った。米国経済の減速もあって、このところ総じて下落に転じているものの依然として高値圏にある。このような国際商品市況の動きが製品価格に反映されるまでにはある程度の時間を要するため、諸物価はしばらく

上昇傾向が続くものとみられる。

諸物価の内訳をみると、企業物価では、建材や鉄鋼、石油関連財などの価格は、経済発展が著しい中国をはじめとする新興国の旺盛な需要から高水準推移が見込まれ、上昇基調となろう。企業向けサービス価格は、燃料費の高騰による運賃価格の上昇など販売価格への転嫁が徐々に顕在化しよう。消費者物価は工業製品などの生産性向上、販売競争の激化など抑制要因もあるが、石油製品をはじめ世界的な穀物価格の高騰などを背景とした食料品の値上がりなどから、総じてみれば上昇が見込まれる。

(4) 道内経済成長率

以上のような経済状況を勘案すると、20年度道内経済成長率は実質成長率0.2%、名目成長率0.5%となろう。諸物価の上昇もあって名目成長率は19年度を上回るものとみられるが、実質成長率は3年連続の低下となり、道内経済は厳しさが強まるものとみられる。

2. 道内総生産（支出側）の動向

(1) 民間最終消費支出

道内企業は原材料価格上昇の影響を受け、収益面の厳しさを増しており、人件費を中心に固定費を削減する動きが強まっている。個人消費の動向を左右する雇用・所得環境をみると、雇用面は改善のテンポが鈍り、所得面も厳しさを増すものとみられる。

雇用情勢は、昨年度までは団塊世代の退職を意識した若年層の雇用に積極的な企業も目立ち、また介護・福祉関連、サービス業などで新規求人数の増加傾向が持続し、緩やかながら改善傾向がみられた。しかし、このような状況も企業収益が圧迫される中で一服感が

みられ、有効求人倍率や失業率などの雇用指標は足踏み状態が続くものとみられる。

一方、所得情勢は厳しさが続き、賃上げの見送りや企業業績が反映され易い賞与などの抑制傾向が強まるものとみられる。

このほかにも、後期高齢者医療問題、年金問題などの将来不安、また、食品や灯油・ガソリンなど生活必需品の価格上昇なども家計を圧迫しており、消費マインドを一層慎重なものにしよう。

この結果、個人消費は前年度を下回り、民間最終消費支出は実質成長率△0.4%、名目成長率0.5%となろう。

(2) 総固定資本形成

(a) 住宅投資

19年度の住宅着工戸数は、建築基準法の改正により大幅に減少した。20年度はその影響が徐々に剥落し、反動増が見込まれる。ただし住宅投資を取り巻く環境は厳しく、新築住宅着工戸数は455百戸程度と19年度実績(42,397戸)を上回るものの、18年度実績(49,946戸)には及ばず、水準自体は低いものとなろう。

住宅投資の内訳をみると、リフォーム市場は底堅い推移が見込まれるが、新築住宅市場は厳しさが続こう。家計負担の増加や年金問題などの将来不安に加え、住宅建材価格の上昇もあり勤労者の住宅取得マインドは冷え込んでいる。これらを背景に住宅着工を利用関係別にみると、持ち家は分譲マンションなどにシフトしていることもあり低迷するものとみられる。分譲住宅は、札幌市内における利便性の高いマンション用地が不足気味となっていることもあり、伸び悩みとなろう。貸家は、札幌市内を中心とする投資用賃貸マンシ

ョンの着工が既にピークを越えたほか、建設適地も少なくなっており低迷しよう。

この結果、住宅投資は実質成長率3.8%、名目成長率6.6%となろう。

(b) 設備投資

企業収益の厳しさが増していることもあり、多くの道内企業の投資マインドに動意はみられない。しかし、紙・パルプ、電力および自動車関連業種での能力増強投資やオフィスの建設などの大型投資が押し上げ、総じて設備投資は幾分増加が見込まれる。

この結果、設備投資は実質成長率0.6%、名目成長率2.6%となろう。

(c) 公共投資

国と地方公共団体の厳しい財政状況もあり、公共工事関連予算は引き続き削減されよう。サミット関連工事の実施や北海道新幹線建設工事などプラス要因はみられるが、公共投資は減少を余儀なくされよう。また、政府の景気対策が実施されるとしても、公共投資額への大きな寄与は想定し難い。

この結果、公共投資は実質成長率△6.0%、名目成長率△3.8%となろう。

(3) 域際取引

移輸出では、観光関連は、東南アジアを中心とする外国人観光客や、サミット開催効果による国内観光客の増加が見込まれる。また、道産品の根強い人気を反映した農畜産品の出荷増、および自動車関連工場の能力増強による工業品の出荷増が見込まれる。

この結果、移輸出は実質成長率0.6%、名目成長率2.8%となろう。

移輸入は、価格が高止まりしている原油の輸入増のほか、家電製品などの移入が幾分増加するものとみられる。この結果、移輸入は実質成長率△1.9%、名目成長率2.2%となるう。

3. 道内総生産（生産側）の動向

一次産業では、農業は畜産部門で生乳生産の底堅い推移が見込まれる。また耕作部門では、北海道米をはじめ道内農産品の需要が高まっている。また主要作物は、生育期に比較的天候に恵まれたこともあり概ね良好な作柄が見込まれ、総生産は3.1%増となろう。林業は、住宅着工戸数が持ち直すことにより、総生産は2.9%増とみられる。水産業は、多獲性魚種の漁獲量制限はあるものの、秋サケなどで持ち直しが見込まれ、総生産は1.3%増とみられる。

この結果、一次産業総生産は2.7%増となるう。

二次産業では、製造業は、公共工事関連業

種の生産減少が見込まれるものの、食品や自動車関連工場の能力増強などから総生産は0.9%増とみられる。建設業は、住宅着工の持ち直しや本格化する新幹線工事などが見込まれるが、公共工事の減少により、総生産は3.9%減とみられる。

この結果、二次産業総生産は1.0%減となるう。

三次産業では、介護・福祉関連などサービス産業は底堅く推移し、北京五輪開催効果から一部の家電製品（薄型テレビなどのデジタル家電）は堅調な売れ行きとなろう。しかし、食料品など生活必需品の値上がりや、年金問題など将来不安を背景に消費者の家計防衛意識が高まろう。総じてみれば、各業種の売上高は低い伸びにとどまるものとみられる。

この結果、三次産業総生産は0.7%増となるう。

（平成20年8月20日発表）

(第1表) 道内総生産(支出側)

(単位: 億円、%)

項 目	名 目 値 () 内は前年度比伸び率			実 質 成 長 率		
	18年度 (実績見込み)	19年度 (実績見込み)	20年度 (見通し)	18年度	19年度	20年度
民間最終 消費支出	119,204 (1.1)	120,313 (0.9)	120,904 (0.5)	0.8	0.4	△0.4
政府最終 消費支出	49,089 (△0.9)	48,996 (△0.2)	49,202 (0.4)	△0.9	△0.4	0.0
総固定 資本形成	37,979 (△1.1)	36,931 (△2.8)	37,203 (0.7)	△2.1	△3.6	△1.4
住宅投資	6,452 (1.2)	5,654 (△12.4)	6,028 (6.6)	△0.9	△13.7	3.8
設備投資	16,454 (1.5)	16,879 (2.6)	17,320 (2.6)	0.8	1.8	0.6
公共投資	15,073 (△4.8)	14,398 (△4.5)	13,855 (△3.8)	△5.7	△6.0	△6.0
移 輸 出	55,587 (2.6)	57,177 (2.9)	58,797 (2.8)	2.0	1.8	0.6
移 輸 入 (控 除)	74,333 (1.2)	75,682 (1.8)	77,347 (2.2)	△2.9	△2.5	△1.9
道内総生産 (支出側)	198,653 (0.6)	199,052 (0.2)	200,137 (0.5)	1.4	0.7	0.2

在庫増・統計上の不突合を除いているので、合計は道内総生産と一致しない。

(第2表) 実質成長率の増加寄与度

(%)

項 目	18年度	19年度	20年度
民間最終消費支出	0.4	0.2	△0.2
政府最終消費支出	△0.2	△0.1	0.0
総固定資本形成	△0.4	△0.7	△0.3
住宅投資	△0.0	△0.4	0.1
設備投資	0.1	0.2	0.1
公共投資	△0.4	△0.4	△0.4
移輸出	0.6	0.5	0.2
移輸入 (控除)	△1.0	△0.8	△0.6
道内総生産(支出側)	1.4	0.7	0.2

在庫増、統計上の不突合を除いているので、合計は道内総生産と一致しない。

(第3表) 道内総生産

(単位：億円、%)

項 目	18年度 (実績見込み)	19年度 (実績見込み)	20年度 (見通し)	前 年 度 比 伸 び 率		
				18年度	19年度	20年度
一次産業	6,985	6,952	7,138	△0.8	△0.5	2.7
農 業	4,894	4,930	5,084	△2.3	0.7	3.1
林 業	404	384	395	7.7	△5.0	2.9
水 産 業	1,687	1,638	1,659	1.9	△2.9	1.3
二次産業	33,909	33,161	32,824	△1.6	△2.2	△1.0
鉱 業	380	395	433	3.3	3.9	9.6
製 造 業	18,567	18,646	18,819	1.0	0.4	0.9
建 設 業	14,962	14,120	13,572	△4.7	△5.6	△3.9
三次産業	165,009	166,210	167,454	1.2	0.7	0.7
卸・小売業	28,627	28,620	28,670	0.7	△0.0	0.2
金融・保険・ 不 動 産 業	33,032	33,248	33,384	1.3	0.7	0.4
電気・運輸・ サービス業	68,711	69,559	70,575	1.5	1.2	1.5
政府・対家 計サービス	34,639	34,783	34,825	0.8	0.4	0.1
控除項目 (帰属利子等)	7,250	7,271	7,279	0.5	0.3	0.1
道内総生産 (生産側)	198,653	199,052	200,137	0.6	0.2	0.5

拡大するサービサーの業務

金融財政事情研究会研修センター主任講師
(元北洋銀行融資第二部指導役)

高橋 俊樹

「サービサー」という言葉をご存知ですか。金融機関の関係者にとっても、最近でこそ結構馴染みになっていますが、数年前まではその存在や内容を知る人は少数でした。筆者のような金融機関OBでさえ、「サービサー？ 何をサービスしてくれる会社なの？」といった程度の認識ですから、とても世間一般に周知されているとは言えません。しかし近頃は、サービサーが、金融機関から延滞債権等を買取ったり債権の取立て回収の委任を受けたりして、本来の債権者である金融機関に代って借入人との弁済交渉に当たるといった事例が、頻繁に見受けられるようになってきました。

もとより、金融機関にとって貸付金の回収は融資業務の中核をなすものであり、債権者である金融機関が自らこれを実施して当然なのですが、BIS基準をクリアするための自己資本比率向上対策と経営の効率化を目的として、最近では金融業務のアンバンドリング^注の動きが活発になり、融資回収業務についてもその一部を外部に委託しようとする傾向が顕著になっています。サービサーへの債権取立て回収業務の委託も、そのような流れの中で活発化しているのです。

目下のところ委託の対象となっている債権は、金融機関の貸付金のうちの延滞債権が中心ですが、サービサー法を改正して対象債権の範囲を拡大し、金融機関にかかる債権だけでなく、一般事業会社の有する売掛金債権まで広く扱えるようにしようとする働きかけも盛んです。そこで今回は、「サービサー」の果たしている具体的な役割と今後の展望について、簡単にお話したいと思います。

◆「サービサー」とは・・・

サービサー（Servicer）とは、金銭債権から生じる元利金を債務者から回収して、それを分別された勘定で管理し、適切な時点で債権者に回金する業務（サービシング業務）を行う者をいいます。元来が米国において、住宅ローン債権の証券化に伴い個々の債権の取立て業務を請け負う業務として発達したのですが、1990年代の破綻S&L（預金貸付協同組合）処理のために設立されたRTC（整理信託公社）の保有する多量の金銭債権を迅速に処理する手段として、サービサーが本格的に活用されました。米国では現在、資産の証券化や流動化といったスキームにおいて流動化等の対象となる資産プールの管理や集金事務等を担当する者として、サービサーはこれらスキームに不可欠な存在となっています。

◆わが国におけるサービサーの成り立ち

わが国におけるサービサーは、1998年10月の「債権管理回収業に関する特別措置法」（以下「サービサー法」といいます）の制定をもってその業務が認められ、従ってまだ10年の歴史しかあり

注）リスクヘッジや収益増加などを目的に、金融機関などが持っている機能を分解すること。ここでは「金融機関業務や機能のアウト・ソーシング化（外注化）」を意味する。

ません。わが国では、それまで債権の管理回収に関しては弁護士法の規制（72条、73条）があり、これによって暴力団や事件屋等の債権回収への介入防止が図られていましたが、当時金融機関が有していた多量の不良債権の処理を推進するには弁護士だけでは不十分であり、専門の債権回収業者を設ける必要があるということで、米国のサービサーを参考にしたサービサー法が制定され、わが国のサービサー業務が開始されるに至ったのです。

ただし法律名称からも分るように、サービサー法はあくまでも弁護士法の特例として制定された特別措置法であり、バブル時の不良債権処理のメドがついた段階ではその改廃を検討すべきであるという意見もありますが、100社を数えるサービサーが広く営業中の現状では、もはやサービサーは金融システムにビルトインされた存在と考えられ、これを積極的に活用するという方向性が是認されており、何か不都合な事態が生じたときに必要な規制措置を講ずればよいと考えられます。

サービサーを設立するには、法務大臣から許可を得なければなりません。サービサー法は、設立許可の要件として次のような厳しい基準を掲げています。

- ①資本金5億円以上の株式会社であること
- ②常務に従事する取締役のうちに1名以上の弁護士が含まれていること
- ③暴力団員等がその事業活動を支配するような会社ではないこと
- ④暴力団員等を業務に従事させるなどのおそれある会社ではないこと
- ⑤役員等に暴力団員等が含まれていないこと

このように暴力団員等の関与の排除が強く打ち出されていることが特色で、このために警察庁は情報提供等の必要な援助を与えることとされています。また法務大臣は、適宜サービサーに立入検査等を行い、これらに違反する行為があった場合には許可取消しや業務停止の処分を行います。

またサービサー（債権回収会社）は、その商号中に必ず「債権回収」という文字を用いなければならない、他方、サービサー以外の者がその商号中に債権回収会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはなりません。つまり「債権回収」という文字を商号に使用できるのは法務大臣の許可を受けたサービサーに限られ、それと誤認させるような商号を用いてサービサーを装う行為は禁じられています。

なお2007年12月末現在、全国で100社のサービサーが営業中であり、取扱債権数は5,627万件、取扱債権額は223兆円、債権回収額累計24兆354億円に達し、その営業規模はなお拡大しつつあり、業界としての存在感は年々増大しています。

◆サービサーの業務

わが国におけるサービサーの業務としては、サービサー法で制定された「特定金銭債権」の「回収受託」および「譲受け回収」の2つが本業とされています。

回収受託とは、「委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理および回収を行う営業」(サービサー法2条2項前段)と定義されていますが、平たくいえば、金融機関等

が債務者に対して有している貸付金について、その金融機関等から回収の委託を受けて、サービスが金融機関等のために債権の管理回収を行う業務であり、ここではサービスは金融機関等の代理人として、債務者からの金銭債権の回収と管理業務を遂行することになります。金融機関直系のサービスではこの業務の扱いが中心となっていますが、その理由としては、不良債権処理を迅速かつ効率的に進めたい金融機関側のアウトソーシングのニーズが大きいことがあげられます。さらには、資産流動化・証券化スキームにおける投資家およびそのために設立された特定目的会社の投下資本回収のアウトソーシング・ニーズの増大が、サービスのこの業務への参入を促しました。外資系のサービスには、流動化・証券化債権の回収受託を専業とするところも多く見受けられます。

一方、譲受け回収とは、「他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理および回収を行う営業」(サービス法2条2項後段)と定義されており、つまり金融機関等が債務者に対して有していた貸付金について、サービスがその金融機関等から債権譲渡を受け、サービス自らが新たな債権者として債務者に対して法律上の請求権を主張して債権の管理回収を行うもので、債権譲渡の完了時点で金融機関等は債権者の地位から退きます。また、この場合は民法の債権譲渡規定が適用されるので、債務者への債権譲渡通知または債務者の承諾が成立要件となります。譲受け回収は、金融機関側の不良債権のオフバランス・ニーズと、金融機関からサービスに債権者が変わることによる新たな回収戦略（従来の経緯に捉われず、たとえば貸付元本の100%回収に拘らないことなど）に基づいた回収交渉が可能であることなどから、金融機関系以外の独立系サービスで盛んに取り扱われています。金融機関系のサービスが親金融機関から債権を譲り受けることは、譲渡価額に恣意が働く余地があり、また仮装譲渡と疑われかねないこともあって回避される傾向にあります。

なお、回収受託、譲受け回収のいずれにおいても、原債権者（オリジネーター）に対する債務者の抗弁権はそのまま残ります。

サービスは、特定金銭債権の管理回収業務に専念すべきものとされていますが（サービス法12条）、それに付随する業務であって政令で定めるもの（特定金銭債権の担保不動産の売買、賃貸など）は、本業の一部として認められています。また法務大臣から兼業の承認を受ければ、当該業務を行うことも可能です。たとえば、特定金銭債権以外の金銭債権の集金代行業務、コンサルティング等の諸種の助言業務、不動産鑑定業務、貸金業、保証業務、不動産賃貸や宅地建物取引業などが、これまで兼業として承認されています。

◆サービスが取り扱える債権の範囲－「特定金銭債権」

サービスが取り扱うことができる債権は金銭債権に限られ、その範囲もサービス法により限定されています。サービスが取扱い可能な金銭債権を「特定金銭債権」といいますが、サービス法制定当時はその範囲が、金融機関等が現に有している又は過去に有していた貸付債権や、金融機関の関係会社であるノンバンクが保有する一部の債権に限定され、極めて狭いものでした。その後、これでは不良債権処理の手段として十分に機能しないとの意見が強まり、サービ

サー自体の拡充整備も進んだことを受けて、2001年の法改正で特定金銭債権の範囲の大幅な拡大が図られ、現在は以下のような内容になっています（サービサー法2条）。

①貸付債権群

金融機関や貸金業者等が有する貸付債権およびその過去債権（過去に金融機関等が有していた貸付債権であって現在は第三者に譲渡されているもの）並びにそれらの貸金債権の担保の目的となっている金銭債権が対象です。

この金融機関には、銀行や信託銀行、信用金庫、信用協同組合や政府関係金融機関、保険会社等が含まれ、広く貸金業者も原債権者の対象とされています。ただし、金融機関の有する割引手形買戻し請求権や外国為替債権等は範囲外となっており、実務上の不都合があるためにこれを特定金銭債権と認めるよう、目下、法改正が要望されています。

②リース・クレジット債権

これには、1年以上のファイナンスリースのリース料債権や大部分のクレジット債権が含まれます。

③資産流動化関連債権群

資産流動化法に基づいて流動化された金銭債権のほか、それ以外の方法により流動化された金銭債権も広く対象とされています。

④倒産債権群

破産や民事再生、会社更生等の法的倒産手続を受けた者が有する又は有していた金銭債権や、特定調停手続の債務者が調停成立日または確定日に有していた金銭債権が対象です。手形交換所の取引停止処分を受けた者がその日に有していた金銭債権も該当します。

⑤保証債権

以上に掲げられた金銭債権を担保する保証契約に基づく債権と、信用保証協会等（金融機関や保証会社も含まれる）が保証債務履行により取得する事後求償権が対象となります。

⑥政令指定の特定金銭債権

前記の特定金銭債権に付随的な債権を政令で拾ったものであり、たとえば、金融機関が貸付債権の債務者に対して有する貸付債権以外の金銭債権であって貸付債権と同一の担保権により担保されているものが指定されています。

以上によって、金融機関が有する貸付債権は、正常債権も含めてサービサーに回収業務を委託することが可能となっています。さらに一部のサービサーは、今後の業務展開対象に事業再生業務を加えることを検討中ですが、それには金融機関以外の一般事業会社の有する金銭債権（売掛金や未収金等）も特定金銭債権に加えられる必要があり、そのための法改正が強く要望されているところです。

◆サービサーの権限

サービサーは、委託を受けて債権の管理回収を行う場合は、委託者のために自己の名をもって、当該債権の管理回収に関する一切の裁判上の行為を行う権限を有します（サービサー法11条

1項)。したがってサービサーは、回収受託業務の場合でも、債権の管理回収のための裁判外の行為（催告や裁判外の和解等）をするに際して、顕名（委託者の代理人であることを示すこと）の必要はなく、裁判上の行為についてもサービサーが当事者として行うことができます。譲受け回収の場合は、当然にサービサーが当事者としてこれらの行為を行うことができます。

ただしサービサーは、以下のような場合には訴訟上の一部手続について、弁護士の実行を受けなければなりません（サービサー法11条2項）。

①簡易裁判所以外の裁判所における民事訴訟法手続、民事保全命令に関する手続および執行抗告にかかる手続

②簡易裁判所における民事訴訟手続であって、訴訟の目的の価額が裁判所法33条1項1号に定める額（現在は140万円）を超えるもの

③簡易裁判所における民事保全命令に関する手続であって、本案の訴訟の目的の価額が②の額を超えるもの

これらの規定は、サービサー法があくまでも弁護士法の特例と位置付けられていることを踏まえて設けられたものであり、通常は社内の常勤取締役弁護士が実行に当たります。

◆サービサーの行為規制

サービサーは業務遂行にあたって多様な行為規制を受けており（サービサー法14条から19条）、債権の取立てに際して社会的な非難を浴びることがないように、不適切な行為を排除することが求められています。

①名義貸しの禁止

サービサーは許可事業であり、自己の名を他人に貸与して営業させることはできません。

②受取証書の交付義務

サービサーは、債権の全部または一部の弁済を受けたときは、その都度ただちに、受取証書を弁済者に交付しなければなりません。

③債権証書の返還義務

サービサーが債権の全額の弁済を受けたときは、当該債権の債権証書を遅滞なく弁済者に返還しなければなりません。

④業務に関する規制

サービサーの個々の取締役や従業員には、管理回収業務にかかる具体的な行為規制が課せられています。

まず、業務従事者は業務遂行にあたり、人を威迫またはその私生活もしくは業務の平穩を害するような言動をしてはなりません。暴行、脅迫、名誉毀損、威力業務妨害等の犯罪行為は勿論、それらの行為の周辺にある不当な行為も広く禁止されています。

「威迫」行為とは、具体的には暴力的な態度をとったり、大声をあげ乱暴な言葉を使うことや、多人数で自宅等へ押しかけ、またはサービサー会社に呼び出して大勢で取り囲んで面談することなどが挙げられます。また「私生活もしくは業務の平穩を害する言動」とは、たとえば、正

当な理由なく午後9時から午前8時までその他不適切な時間帯に、電話・電報・ファクシミリ・電子メール等を送達し、または訪問することや、債務者等への付きまとい、債務者の意思に反した職場への訪問、近親者への来訪目的（弁済督促等）の明示やサービサーへ連絡するようにといった伝言の依頼などが該当します。

このほか、暴力団員等の使用の禁止、業務広告規制（虚偽広告の禁止）、白紙委任状取得の禁止、偽りその他不正手段を用いることの禁止、利息制限法の制限額を超える利払い等請求の禁止、借換え等による弁済資金調達要求の禁止、保証人ではない親兄弟等関係者への代位弁済要求の禁止、債務者等が法的手段を取った後の接触の禁止、暴力団員等譲受制限者に対する債権再譲渡の禁止など、多くの規制が課せられています。

また、サービサーの業務従事者は、相手方から請求があったときは、サービサーの商号、自己の氏名等を明らかにする義務があります。

◆サービサーの今後

サービサー法制定から10年、現在ではサービサーも金融システムの一環として確かな位置を占めるに至りました。弁護士法の特例という制定の経緯から、サービサーの業務範囲のこれ以上の拡大は控え、今後は縮小に向かうべきという意見もありますが、金融業務のアンバンドリングを志向する動きが強まっている状況からすれば、サービサーの業務範囲をさらに広げて、金銭債権全般の管理回収業務を請け負う一方、窮境にある事業者の再生機能を発揮できるような、総合的金融業務ピークルとして発展することが期待されます。勿論、その業務内容からは業務遂行上の一段のコンプライアンスの確立が求められ、業界でも行動憲章や行為規制にかかる自主ルールの制定が実施されていますが、債務者等からは金融機関の業務の一翼を担うものとしての節度ある行動が期待されており、そうした面への対応も必要でしょう。

主要経済指標（１）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)
16年度	101.0	0.1	99.1	3.9	99.5	0.1	98.8	3.6	97.5	△ 1.6	94.6	2.9
17年度	100.9	△ 0.1	100.7	1.6	100.4	0.9	101.0	2.2	95.6	△ 1.9	97.0	2.5
18年度	103.9	3.0	105.3	4.6	104.7	4.3	105.3	4.3	104.4	9.2	98.6	1.6
19年度	104.5	0.6	108.0	2.6	104.4	△ 0.3	108.6	3.1	101.8	△ 2.5	100.7	2.1
19年 4～6月	103.9	1.0	106.4	2.3	103.5	△ 2.0	107.0	2.5	97.7	△ 5.6	103.1	1.0
7～9月	103.1	0.0	108.2	2.6	102.1	△ 1.1	108.4	2.8	100.9	△ 3.8	104.2	2.4
10～12月	103.1	△ 0.5	109.2	3.3	103.0	△ 1.1	109.9	4.4	103.1	△ 2.5	105.5	1.3
20年 1～3月	107.7	2.2	108.4	2.3	108.7	3.0	109.4	3.1	103.9	0.1	105.5	2.1
4～6月	r105.2	1.2	r107.5	1.0	r107.5	3.9	r108.4	1.2	r99.9	2.3	r105.9	2.7
19年 7月	103.3	1.2	107.0	3.1	100.7	△ 2.8	106.8	2.9	98.1	△ 5.6	103.6	1.8
8月	103.1	0.2	109.7	4.6	102.6	△ 0.1	110.1	4.7	98.9	△ 5.3	103.7	2.1
9月	102.8	△ 1.3	107.9	0.2	103.0	△ 0.5	108.4	1.0	100.9	△ 3.8	104.2	2.4
10月	102.7	0.0	110.0	5.3	102.9	0.2	110.1	6.3	101.8	△ 2.6	104.9	1.8
11月	103.5	1.0	108.4	3.2	102.6	△ 0.6	109.1	3.5	103.4	△ 0.5	105.8	2.7
12月	103.2	△ 2.6	109.1	1.5	103.5	△ 2.5	110.6	3.3	103.1	△ 2.5	105.5	1.3
20年 1月	109.1	3.3	108.5	2.9	108.8	4.0	110.0	3.9	105.4	△ 2.7	105.3	1.9
2月	109.1	5.0	110.2	5.1	111.9	8.0	111.3	5.8	103.0	△ 2.4	105.4	2.3
3月	105.0	△ 1.2	106.5	△ 0.7	105.5	△ 2.2	107.0	0.1	103.9	0.1	105.5	2.1
4月	104.7	0.7	106.3	1.9	107.0	1.5	108.0	2.8	99.4	△ 2.7	104.2	1.0
5月	105.2	0.6	109.3	1.1	106.3	2.8	110.2	1.7	99.2	△ 0.6	104.7	1.5
6月	r105.6	2.2	r106.9	0.0	r109.1	7.4	r106.9	△ 0.6	r99.9	2.3	r105.9	2.7
7月	p107.8	5.2	p107.9	2.0	p109.3	9.4	p108.6	2.8	p102.0	4.0	p105.7	2.1
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度、前年同月比は原数値による。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
16年度	1,006,325	△ 4.8	213,800	△ 4.0	361,905	△ 4.8	87,832	△ 3.2	644,419	△ 4.8	125,969	△ 4.5
17年度	987,733	△ 3.0	212,575	△ 1.7	350,746	△ 1.8	87,587	0.3	636,987	△ 3.7	124,989	△ 3.2
18年度	983,656	△ 1.6	211,745	△ 0.9	330,512	△ 2.6	86,108	△ 0.8	653,144	△ 1.1	125,637	△ 1.0
19年度	954,805	△ 2.6	212,557	△ 1.0	309,947	△ 3.5	84,291	△ 0.8	644,857	△ 2.1	128,266	△ 1.1
19年 4～6月	233,839	△ 1.5	51,323	△ 0.6	74,089	△ 2.3	20,132	1.0	159,750	△ 1.1	31,919	△ 1.6
7～9月	229,621	△ 3.1	51,233	△ 2.0	73,682	△ 4.2	19,678	△ 2.3	155,938	△ 2.5	31,555	△ 1.9
10～12月	260,927	△ 2.7	57,960	△ 1.0	87,410	△ 3.9	24,019	△ 1.1	173,517	△ 2.2	33,941	△ 0.9
20年 1～3月	230,419	△ 2.9	52,041	△ 0.3	74,766	△ 3.3	20,462	△ 0.9	155,653	△ 2.8	31,578	0.1
4～6月	r223,634	△ 5.5	r50,671	△ 2.7	r67,553	△ 7.0	r19,228	△ 4.4	r156,081	△ 4.8	r31,444	△ 1.6
19年 7月	79,627	△ 5.2	18,613	△ 3.8	27,044	△ 6.9	7,906	△ 4.4	52,583	△ 4.3	10,707	△ 3.4
8月	76,455	△ 0.9	16,693	△ 0.1	22,538	△ 1.5	5,744	1.1	53,917	△ 0.6	10,949	△ 0.8
9月	73,539	△ 3.0	15,927	△ 2.0	24,101	△ 3.7	6,028	△ 2.7	49,438	△ 2.7	9,899	△ 1.5
10月	77,414	△ 5.2	17,161	△ 1.7	26,334	△ 4.7	6,862	△ 1.6	51,080	△ 5.4	10,299	△ 1.8
11月	78,311	△ 1.4	18,124	0.4	26,011	△ 2.0	7,565	0.8	52,300	△ 1.1	10,559	0.1
12月	105,202	△ 1.9	22,675	△ 1.5	35,066	△ 4.6	9,592	△ 2.2	70,137	△ 0.5	13,083	△ 1.0
20年 1月	80,194	△ 4.8	18,799	△ 2.0	26,280	△ 3.8	7,399	△ 2.1	53,914	△ 5.3	11,400	△ 2.0
2月	67,890	△ 2.8	15,539	1.2	20,914	△ 3.6	5,833	1.0	46,976	△ 2.5	9,706	1.4
3月	82,335	△ 1.2	17,703	0.2	27,571	△ 2.6	7,231	△ 1.2	54,763	△ 0.4	10,472	1.3
4月	74,856	△ 5.3	16,812	△ 2.2	22,735	△ 5.8	6,381	△ 3.4	52,121	△ 5.0	10,431	△ 1.5
5月	74,797	△ 4.7	16,951	△ 2.0	22,491	△ 5.1	6,405	△ 2.5	52,305	△ 4.5	10,546	△ 1.7
6月	r73,982	△ 6.5	r16,908	△ 4.0	r22,327	△ 9.9	r6,442	△ 7.3	r51,655	△ 4.9	r10,466	△ 1.7
7月	p78,616	△ 2.9	p18,662	△ 0.7	p25,940	△ 2.2	p7,716	△ 2.3	p52,676	△ 3.3	p10,945	0.5
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は既存店ベースによる。
 ■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（2）

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前 年 同 月比(%)	億円	前 年 同 月比(%)	17年=100	前 年 同 月比(%)	17年=100	前 年 同 月比(%)		
16年度	421,045	△ 1.1	72,973	△ 0.8	100.0	0.3	100.2	△ 0.1	107.49	11,669
17年度	416,611	△ 2.9	73,724	△ 2.5	100.1	0.2	100.0	△ 0.1	113.26	17,060
18年度	414,921	△ 1.7	74,211	△ 2.0	100.5	0.2	100.2	△ 0.1	116.64	17,288
19年度	408,292	△ 1.7	75,161	△ 1.0	101.1	0.2	100.6	△ 0.1	114.20	12,526
19年 4～6 月	100,749	△ 1.6	18,473	△ 1.9	100.5	△ 0.2	100.2	△ 0.1	120.73	18,138
7～9 月	110,031	△ 1.7	19,903	△ 0.1	100.7	△ 0.1	100.4	△ 0.1	117.78	16,786
10～12月	103,680	△ 2.2	18,986	△ 1.0	101.6	0.9	100.8	0.5	113.10	15,308
20年 1～3 月	93,832	△ 1.5	17,798	△ 0.9	101.8	1.8	100.7	1.0	105.20	12,526
4～6 月	105,068	4.1	19,224	2.5	102.8	2.4	101.6	1.4	104.51	13,481
19年 7 月	36,968	0.9	6,652	△ 0.2	100.3	△ 0.1	100.1	0.0	121.59	17,249
8 月	38,708	△ 2.6	6,952	△ 0.2	100.8	△ 0.1	100.6	△ 0.2	116.72	16,569
9 月	34,355	△ 3.2	6,299	0.0	100.9	△ 0.2	100.6	△ 0.2	115.02	16,786
10月	35,030	△ 1.4	6,319	△ 1.2	101.3	0.4	100.9	0.3	115.74	16,738
11月	32,843	△ 2.4	6,089	△ 0.6	101.3	0.8	100.7	0.6	111.21	15,681
12月	35,807	△ 2.8	6,578	△ 1.3	102.1	1.4	100.9	0.7	112.34	15,308
20年 1 月	31,214	△ 2.6	5,841	△ 1.6	101.9	1.4	100.7	0.7	107.66	13,592
2 月	30,008	△ 0.9	5,655	△ 0.5	101.5	1.8	100.5	1.0	107.16	13,603
3 月	32,610	△ 1.1	6,301	△ 0.6	102.1	2.3	101.0	1.2	100.79	12,526
4 月	32,034	△ 0.2	6,118	△ 0.2	101.7	1.5	100.9	0.8	102.49	13,850
5 月	36,763	8.5	6,553	3.5	102.9	2.3	101.7	1.3	104.14	14,339
6 月	36,271	3.9	6,553	4.0	103.9	3.3	102.2	2.0	106.90	13,481
7 月	39,658	6.6	7,538	11.5	104.1	3.8	102.4	2.3	106.81	13,377
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は既存店ベースによる。■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
16年度	189,519	△ 1.9	51,535	△ 1.3	90,066	△ 2.1	47,918	△ 2.3	4,749,342	0.3
17年度	187,145	△ 1.3	46,153	△10.4	90,624	0.6	50,368	5.1	4,755,369	0.1
18年度	176,300	△ 5.8	43,780	△ 5.1	77,398	△14.6	55,122	9.4	4,557,330	△ 4.2
19年度	169,149	△ 4.1	49,127	12.2	70,870	△ 8.4	49,152	△10.8	4,390,344	△ 3.7
19年 4～6月	43,528	△ 4.7	11,113	3.2	19,066	△ 8.1	13,349	△ 5.7	970,324	△ 6.8
7～9月	41,034	△ 7.6	12,780	22.0	16,833	△16.7	11,421	△16.7	1,051,569	△ 5.9
10～12月	34,682	△ 2.5	10,916	18.5	14,058	△ 5.9	9,708	△15.0	1,005,717	△ 1.9
20年 1～3月	49,905	△ 1.5	14,318	7.4	20,913	△ 2.8	14,674	△ 7.4	1,362,734	△ 0.7
4～6月	41,838	△ 3.9	11,098	△ 0.1	18,284	△ 4.1	12,456	△ 6.7	965,895	△ 0.5
19年 7月	15,191	△ 8.2	4,351	13.3	6,909	△13.7	3,931	△16.4	358,019	△ 9.7
8月	10,607	△ 6.3	3,322	21.0	4,241	△17.3	3,044	△11.7	277,557	△ 2.1
9月	15,236	△ 7.7	5,107	31.4	5,683	△19.7	4,446	△19.9	415,993	△ 5.0
10月	12,619	1.2	3,984	34.5	5,008	△ 9.8	3,627	△ 8.2	335,886	1.1
11月	12,615	△ 1.2	3,993	18.3	5,459	3.0	3,163	△22.8	364,489	0.6
12月	9,448	△ 8.5	2,939	2.2	3,591	△12.2	2,918	△13.3	305,342	△ 7.7
20年 1月	9,744	△ 0.3	2,667	△ 0.3	4,068	1.4	3,009	△ 2.5	320,084	3.8
2月	13,770	3.8	3,778	10.0	5,751	2.7	4,241	0.1	428,986	1.0
3月	26,391	△ 4.5	7,873	9.0	11,094	△ 6.7	7,424	△12.9	613,664	△ 4.0
4月	14,885	2.9	3,935	5.8	6,961	11.3	3,989	△11.3	305,847	5.4
5月	12,277	△ 9.0	3,249	△ 5.0	4,972	△11.1	4,056	△ 9.3	296,082	△ 3.6
6月	14,676	△ 5.8	3,914	△ 1.5	6,351	△12.0	4,411	0.7	363,966	△ 2.5
7月	15,893	4.6	4,418	1.5	7,553	9.3	3,922	△ 0.2	383,258	7.0
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
16年度	48,148	△ 5.1	11,930	1.7	1,122,138	△ 7.0	137,354	△11.1	118,292	6.5
17年度	53,048	10.2	12,494	4.7	1,068,858	△ 4.7	129,622	△ 5.6	124,897	5.6
18年度	49,946	△ 5.8	12,852	2.9	961,122	△10.1	122,838	△ 5.2	127,413	2.0
19年度	42,397	△15.1	10,356	△19.4	883,644	△ 8.1	117,818	△ 4.1	123,640	△ 3.0
19年 4～6月	15,991	11.0	3,255	△ 2.6	331,759	△12.0	31,040	△ 0.7	29,721	△10.8
7～9月	8,946	△38.8	2,078	△37.1	288,707	△10.6	31,680	△ 7.3	30,566	△ 1.4
10～12月	10,386	△27.4	2,484	△27.3	144,535	20.3	28,810	△ 2.9	29,893	0.0
20年 1～3月	7,074	6.9	2,539	△ 9.0	118,643	△15.9	26,287	△ 5.2	33,459	0.8
4～6月	12,034	△24.7	2,897	△11.0	309,413	△ 6.7	28,444	△ 8.4	31,308	5.3
19年 7月	3,883	△28.8	817	△23.4	122,893	4.6	10,723	△ 4.0	9,505	8.0
8月	2,353	△47.5	631	△43.3	92,127	△19.7	9,842	△ 5.1	8,921	△ 2.6
9月	2,710	△42.2	630	△44.0	73,687	△18.8	11,116	△12.1	12,140	△ 7.0
10月	3,467	△35.6	769	△35.0	73,027	14.2	11,742	△ 3.2	8,903	3.3
11月	3,860	△14.7	843	△27.0	40,082	13.3	8,685	△ 4.3	10,039	0.9
12月	3,059	△30.2	872	△19.2	31,426	50.8	8,384	△ 1.1	10,951	△ 3.3
20年 1月	2,103	19.2	870	△ 5.7	14,987	14.0	5,907	△ 3.5	9,489	11.4
2月	1,659	△21.9	830	△ 5.0	9,814	△ 7.5	6,535	13.1	9,903	2.4
3月	3,312	21.3	840	△15.6	93,842	△20.0	13,845	△12.6	14,067	△ 6.2
4月	3,591	△38.5	979	△ 8.7	124,792	△12.1	11,025	△ 4.7	9,353	0.5
5月	4,027	20.8	908	△ 6.5	74,803	△10.7	7,675	△ 9.6	9,929	5.1
6月	4,416	△35.3	1,009	△16.7	109,818	3.7	9,743	△11.3	12,026	9.7
7月	3,688	△ 5.0	972	19.0	115,230	△ 6.2	12,202	13.8	9,058	△ 4.7
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需（原系列）。

年月	来道客数		有効求人倍率 (常用)		完全失業率		企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍 原数値		% 原数値		件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
16年度	12,781	△ 2.4	0.50	0.83	5.7	4.6	577	△ 7.7	13,186	△14.7
17年度	12,705	△ 0.6	0.53	0.94	5.3	4.4	555	△ 3.8	13,170	△ 0.1
18年度	13,082	3.0	0.53	1.02	5.4	4.1	546	△ 1.6	13,337	1.3
19年度	12,804	△ 2.1	0.51	0.97	5.2	3.8	610	11.7	14,366	7.7
19年 4～6月	3,003	△ 2.6	0.48	0.93	5.3	3.8	172	20.3	3,616	10.2
7～9月	4,028	△ 1.9	0.52	0.98	4.7	3.7	138	23.2	3,465	6.6
10～12月	3,032	△ 2.4	0.52	1.00	5.0	3.7	132	0.0	3,570	6.1
20年 1～3月	2,741	△ 1.5	0.52	0.99	5.6	4.0	168	5.7	3,715	8.0
4～6月	2,958	△ 1.5	0.44	0.82	5.0	4.0	187	8.7	3,829	5.9
19年 7月	1,225	△ 4.4	0.50	0.95	↑	3.5	52	20.9	1,215	15.6
8月	1,505	△ 1.0	0.52	0.98	4.7	3.7	50	61.3	1,203	2.9
9月	1,299	△ 0.7	0.55	1.01	↓	4.0	36	△ 5.3	1,047	4.3
10月	1,140	△ 8.3	0.55	1.00	↑	4.0	47	△ 9.6	1,260	8.1
11月	941	0.1	0.52	1.00	5.0	3.7	50	28.2	1,213	11.2
12月	951	2.8	0.49	1.00	↓	3.5	35	△14.6	1,097	△ 1.0
20年 1月	838	0.0	0.51	1.00	↑	3.9	50	31.5	1,174	7.6
2月	907	△ 2.0	0.53	1.00	5.6	4.1	54	10.2	1,194	8.3
3月	995	△ 2.4	0.52	0.96	↓	4.1	64	△11.1	1,347	8.0
4月	808	△ 1.5	0.46	0.86	↑	4.1	74	57.4	1,215	8.4
5月	1,027	0.2	0.43	0.81	5.0	4.0	60	△18.9	1,290	△ 1.5
6月	1,123	△ 3.0	0.44	0.79	↓	3.9	53	3.9	1,324	11.7
7月	1,172	△ 4.3	0.44	0.80	—	3.8	72	38.5	1,372	12.9
資料	北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。 ■北海道の年度は暦年値。

主要経済指標（4）

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
16年度	243,907	12.5	617,194	10.1	798,378	19.0	503,858	12.3
17年度	263,598	9.8	682,902	10.6	965,145	29.0	605,113	20.1
18年度	324,578	23.1	774,606	13.4	1,263,781	30.9	684,473	13.1
19年度	381,473	17.5	851,160	9.9	1,386,342	9.7	749,038	9.4
19年 4～6月	93,555	28.8	204,874	13.2	283,664	△14.8	179,428	9.8
7～9月	89,019	10.2	213,533	10.7	320,371	2.0	183,190	6.3
10～12月	99,533	10.8	222,090	10.0	386,918	20.8	195,583	11.4
20年 1～3月	99,366	22.1	210,663	6.0	395,389	33.0	190,837	10.2
4～6月	r 106,888	14.3	r 208,541	1.8	r 470,798	66.0	r 199,020	10.9
19年 7月	30,405	15.2	70,631	11.7	97,024	8.8	63,811	16.7
8月	30,128	7.2	70,347	14.6	108,226	△ 4.2	62,910	5.8
9月	28,486	8.5	72,555	6.3	115,121	2.8	56,468	△ 3.0
10月	35,039	△ 8.6	75,065	13.8	115,728	12.9	65,070	8.7
11月	32,821	34.7	72,686	9.6	139,466	30.5	64,842	13.3
12月	31,673	16.8	74,340	6.8	131,724	18.9	65,670	12.3
20年 1月	27,206	12.8	64,084	7.7	129,775	14.4	64,981	9.2
2月	35,583	30.4	69,754	8.7	131,182	70.7	60,120	10.2
3月	36,577	22.1	76,825	2.3	134,432	25.6	65,736	11.2
4月	35,401	8.4	68,914	3.9	133,099	30.7	64,162	12.0
5月	34,729	17.3	68,090	3.7	179,320	56.3	64,512	4.5
6月	r 36,758	17.5	r 71,537	△ 1.8	r 158,379	136.0	r 70,346	16.5
7月	p 44,089	45.0	p 76,321	8.1	p 151,770	56.4	p 75,410	18.2
資料	財務省、函館税関							

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貯金（国内銀行）							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
16年度	124,150	2.3	5,226,752	1.3	86,223	△ 0.6	3,894,390	△ 3.0
17年度	123,160	△ 0.8	5,300,898	1.4	88,841	3.0	3,955,816	1.6
18年度	125,413	1.8	5,359,453	1.1	88,270	△ 0.6	3,992,094	0.9
19年度	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
19年 4～6月	126,258	1.9	5,385,484	2.0	86,672	0.0	3,961,516	0.8
7～9月	125,896	1.7	5,370,488	2.2	87,446	△ 1.1	3,991,639	0.7
10～12月	127,845	1.9	5,425,076	3.0	88,383	△ 0.3	4,044,052	1.0
20年 1～3月	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
4～6月	129,472	2.5	5,542,825	2.9	87,408	0.8	4,043,584	2.1
19年 7月	125,674	1.8	5,378,918	2.8	86,808	△ 1.0	3,952,045	0.3
8月	125,369	1.8	5,353,133	2.3	86,787	△ 1.2	3,963,276	0.8
9月	125,896	1.7	5,370,488	2.2	87,446	△ 1.1	3,991,639	0.7
10月	125,136	1.8	5,355,326	2.7	88,111	0.7	3,955,539	0.7
11月	125,841	1.8	5,428,687	3.0	87,341	△ 0.7	3,968,268	0.4
12月	127,845	1.9	5,425,076	3.0	88,383	△ 0.3	4,044,052	1.0
20年 1月	125,500	1.8	5,420,947	3.0	87,375	△ 0.4	4,008,578	1.0
2月	125,616	1.7	5,436,315	3.0	87,424	△ 0.4	4,014,393	1.4
3月	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
4月	129,003	1.6	5,509,729	2.2	90,244	1.3	4,014,562	1.3
5月	128,255	2.5	5,499,151	1.6	89,160	1.8	4,025,335	2.1
6月	129,472	2.5	5,542,825	2.9	87,408	0.8	4,043,584	2.1
7月	128,358	2.1	5,487,749	2.0	87,793	1.1	4,038,685	2.2
資料	日本銀行							



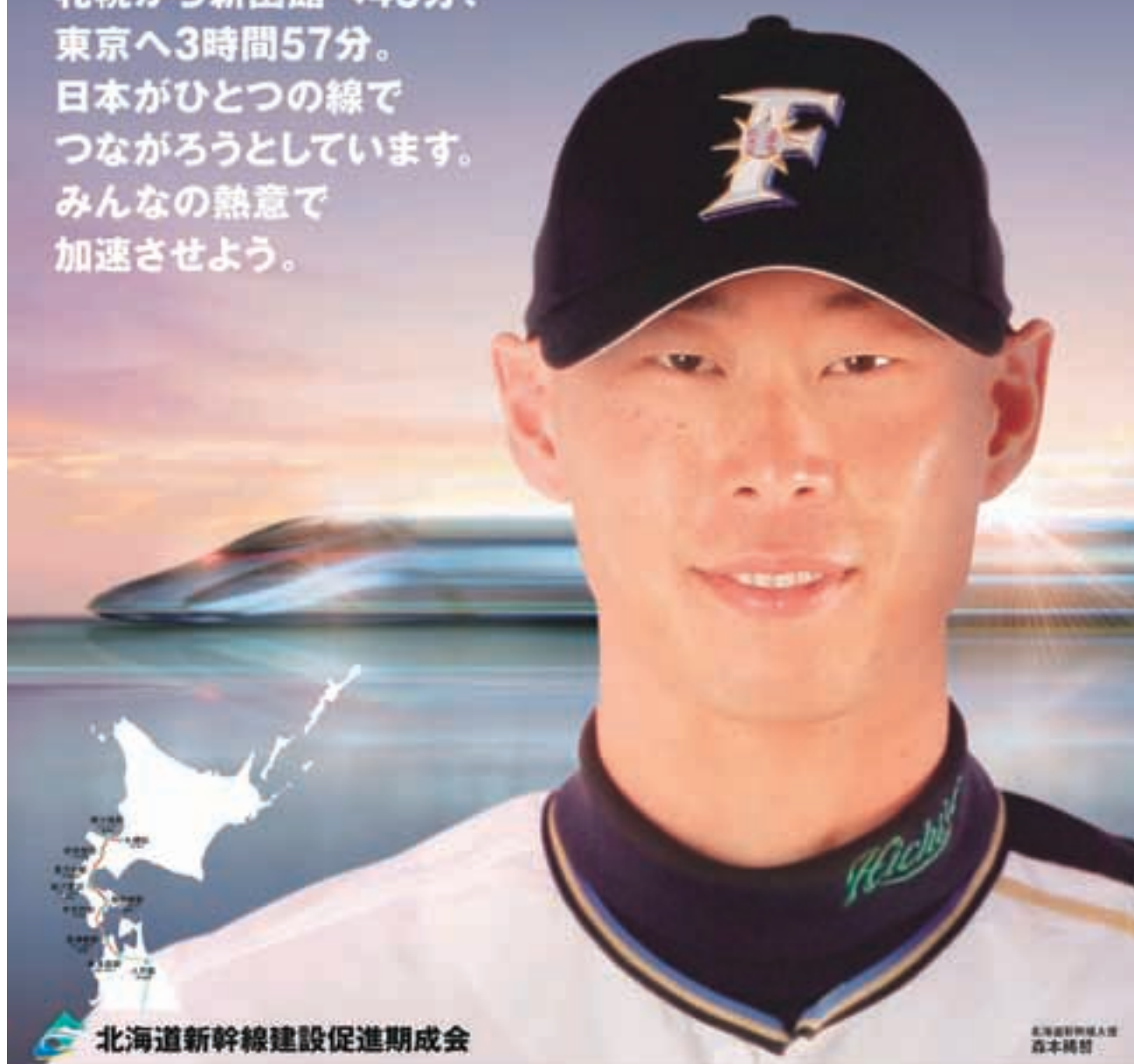
調査レポート 2008.10月号 (No.147)
平成20年 (2008年) 9月発行
北洋銀行調査部
札幌市中央区大通西3丁目11番地
郵便番号 060-0042
電話 (011)261-1311
<http://www.hokuyobank.co.jp>



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙(表紙)古紙配合率70%紙(中面)を
使用しています。

北海道新幹線、 次は札幌へ。

札幌から新函館へ45分、
東京へ3時間57分。
日本がひとつの線で
つながろうとしています。
みんなの熱意で
加速させよう。



北海道新幹線建設促進期成会

北海道新幹線人達
森本純司

新青森 ⇄ 新函館間 2015年完成予定 新函館 ⇄ 札幌間 2020年完成目標 www.do-shinkansen.com